市立大町総合病院医師研究資金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市立大町総合病院医師研究資金貸与条例(平成19年条例 第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとす る。

(貸与の申請)

- 第2条 医師研究資金(以下「研究資金」という。)の貸与を受けようとする者 (以下「申請者」という。)は、医師研究資金貸与申請書(様式第1号。以下 「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて病院事業管理者(以下「管 理者」という。)に提出しなければならない。
- (1)医師免許証の写し
- (2)専門医認定証の写し
- (3)臨床研修修了登録証の写し
- (4)履歴書
- 2 研究資金の貸与の申請は、市立大町総合病院に勤務した日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

(専門医)

第3条 条例第3条に規定する専門医とは、有限責任中間法人日本専門医認定制機構に加盟している学会から、専門医として認定されている者をいう。

(連帯保証人)

- 第4条 申請者は、連帯保証人を1名定め、申請書にその署名を得なければならない
- 2 前項の連帯保証人は、研究資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。) と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第5条 管理者は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、医師研究資金貸与決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第6条 前条の規定により貸与の決定を受けた者は、誓約書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(研究資金の交付)

第7条 研究資金は、第5条の規定により決定を受けた者からの請求により、一括して本人に交付するものとする。

(貸与資金の利息)

- 第8条 条例第4条に規定する利息は、貸与の決定をした日の公定歩合に年4パーセントを加算した利率により算定した額とする。ただし、次に定める期間を経過する前に条例第2条に規定する業務に従事しなくなったときにあっては、年12パーセントの利率とする。
- (1)3年資金3年
- (2)2年資金2年
- 2 条例第5条の規定により研究資金の返還及び利息の支払い(以下「返還債務」 という。)の免除をする場合にあっては、貸与の決定をした日の公定歩合に年 4パーセントを加算した利率により算定した額とする。

(返還債務の免除の申請)

第9条 条例第5条の規定により返還債務の免除を受けようとする被貸与者は、 医師研究資金返還債務免除申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければな らない。

(返還債務履行の猶予)

- 第10条 管理者は、条例第2条に規定する業務に従事している期間中は、返還 債務の履行を猶予する。
- 2 管理者は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由があるときは、当該事由の継続する期間に限り、返還債務の履行を猶予することができる。
- 3 前項の規定により、返還債務の履行の猶予を受けようとする被貸与者は、医 師研究資金返還債務履行猶予申請書(様式第5号)を管理者に提出しなければ ならない。

(延滞利息)

第11条 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務の額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

- 第12条 被貸与者は、申請書の記載事項に異動があったときは、直ちにその旨 を管理者に届け出なければならない。
- 2 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、 又は管理者が不適当と認めてその変更を求めたときは、直ちに、別に連帯保証 人を定め、連署のうえ、その旨を管理者に届け出なければならない。
- 3 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに、死亡を証明する書類を添えて、その旨を管理者に届け出なければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。